

東浦町一般廃棄物処理基本計画 （ごみ処理基本計画）

（東浦町食品ロス削減推進計画）

（2021 年度～2030 年度）

**2021 年 3 月
（2025 年 3 月改定）**

東 浦 町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の範囲	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 地域の概要	
1 概要及び位置	4
2 人口及び世帯数	5
3 産業の動向	6
4 土地の利用状況	7
5 第6次東浦町総合計画との関連性	8

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ分別収集等ごみ減量化の変遷	9
第2節 ごみの収集及び処理に関する現状と課題	
1 ごみの収集体系	11
2 ごみ処理の体制	12
3 ごみの排出量	16
4 ごみの組成割合	20
5 ごみ減量に対する住民意識	20
6 ごみの減量化資及び資源化の取り組み	22
7 ごみ処理の評価	24
8 ごみ処理における課題	25
第3節 ごみ処理に関する基本的事項	
1 ごみ処理の基本理念と基本方針	27
2 ごみの発生量及び処理量の見込み	28
3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項	29
4 東浦町家庭系ごみ減量化実施計画	30
5 目標達成に向けた施策	31
第4節 食品ロス削減推進計画	
1 計画策定の背景と目的	38
2 計画の位置付け	38
3 食品ロス発生の実況	38
4 食品ロスの目標	42
5 各主体の役割	42
6 食品ロスに向けた取り組み	43

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

私たちの暮らしや経済、社会を取り巻く環境は日々変化しています。近年、環境問題は多岐にわたる複合的な問題として顕在化するとともに、人々の命を脅かす問題となっており、あらゆる日常生活や経済活動のなかで私たちが真剣に取り組むべき課題へと変わってきています。

このような社会課題の中で、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を基本とした廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の推進など、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

一方、国は、「第六次環境基本計画」(2024 年5月)や「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024 年8月)において環境への負荷や廃棄物の発生量、脱炭素への貢献といった観点から重要となる①プラスチック・廃油、②バイオマス(持続可能な航空燃料(SAF)等)、③ベースメタルやレアメタル等の金属等について、重点的にライフサイクル全体を通じた徹底的な資源循環の推進を図っていくこととされています。それ以外に 2022 年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行され、循環型社会の形成に向けた動きが急加速しています。

本町においても、この動きに乗り遅れないよう、廃食用油を航空機燃料に変える取り組みや粗大ごみ等のリユース、ペットボトルの水平リサイクル等に取り組んでいます。

また、2019年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」)が施行され、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくことが求められています。

愛知県においては、2022 年3月に策定した「愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)」において、SDGsの達成やサーキュラーエコノミー(循環型経済)への転換、プラスチックごみや食品ロスの削減等に対応していくため、県民の自主的な環境配慮行動(エコアクション)を促進し、循環型社会の形成を目指しています。

本計画は、こうした本町を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないため、策定するものです。なお、廃棄物処理法第6条第2項により一般廃棄物処理計画で定めるべき事項は図表 1-1 のとおりとなっています。

策定に当たっては、目標年次を概ね 10 年先とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定的前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直すことが適切であるとしています。

前計画が策定された 2021 年3月から4年を経過したこと、上位計画の「総合計画」の策定に加え、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」の中間見直しに合わせて、今回各施策の実施状況、社会情勢の変化や住民の意向を踏まえ、新たな考え方や取り組みを中心に反映しました。

- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

図表1-1 一般廃棄物処理計画で定めるべき事項

第2節 計画の範囲

1 対象となる廃棄物

本計画は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

2 対象区域

本計画は、東浦町全域を対象区域とします。

3 計画期間

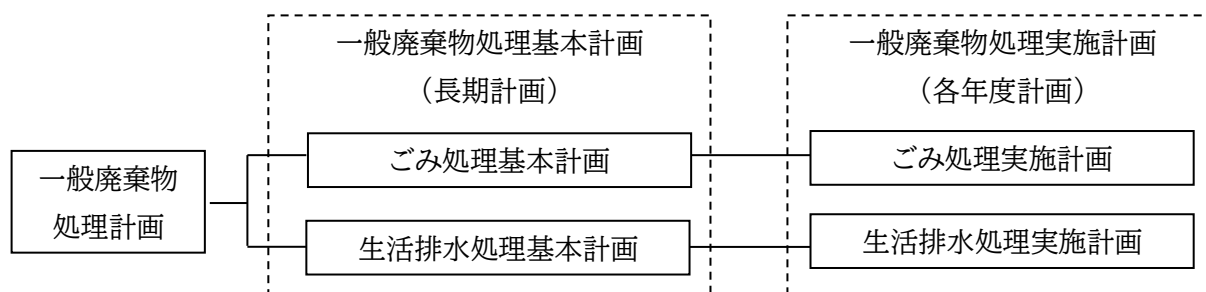
本計画の期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。

なお、計画期間において、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などには、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

4 計画の構成

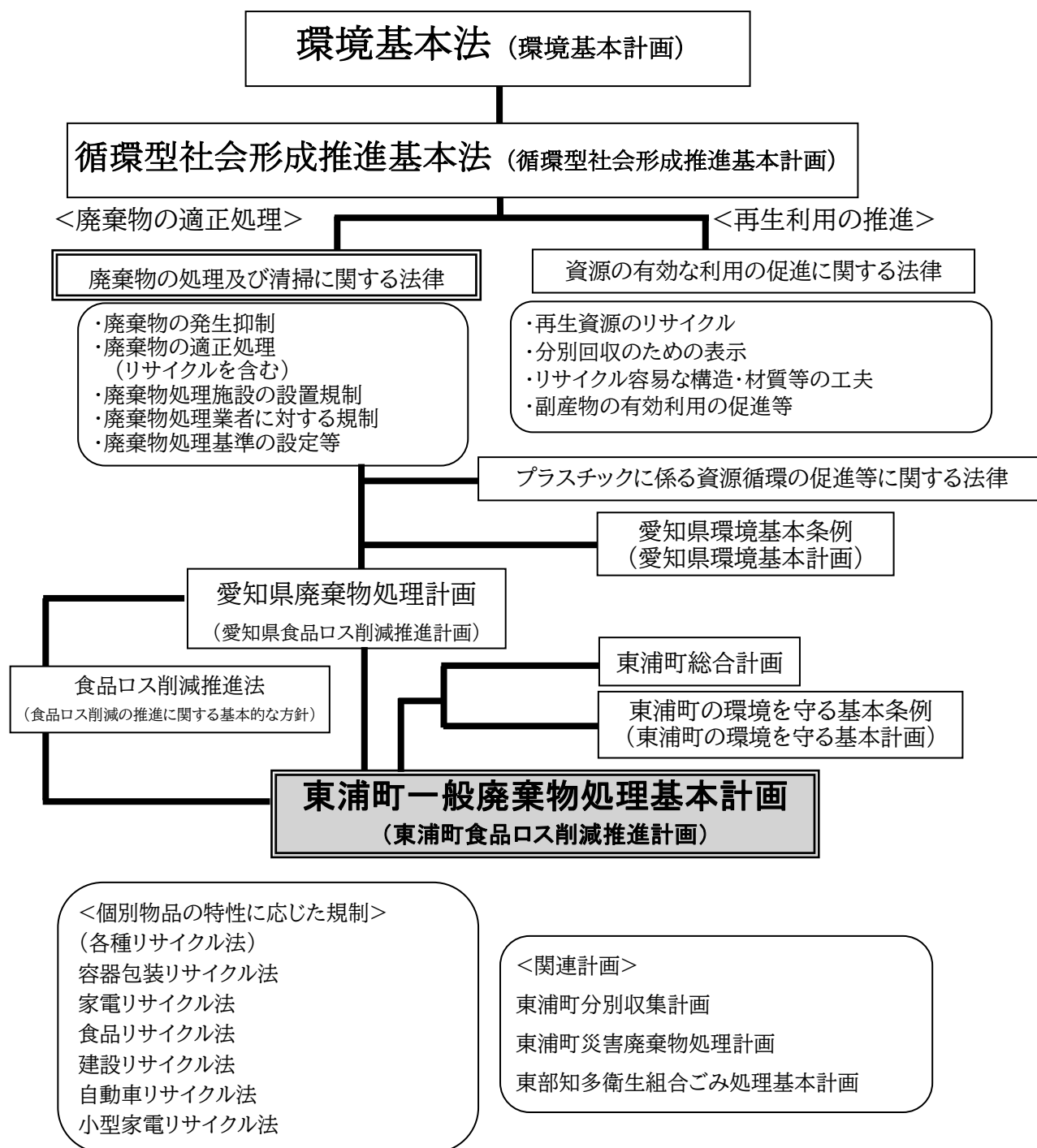
一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごと収集運搬及び処理などの事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

本計画は本町が長期的・計画的に処理を行うため、現状と課題を整理し、町内で発生するごみをいかに処理し、また減量するか等の基本的な方針等を定めるものです。



第3節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく計画です。また、上位計画である「第6次東浦町総合計画」(2019年3月)を踏まえ、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」(2021年3月策定)との整合を図りつつ、ごみの減量や適正処理に向けた施策を総合的・計画的に推進していくための計画であるとともに、「循環型社会形成推進基本法」が示す循環型社会の構築に向けた施策を進めていくための計画でもあります。



図表1-2 計画の位置付け

第4節 地域の概要

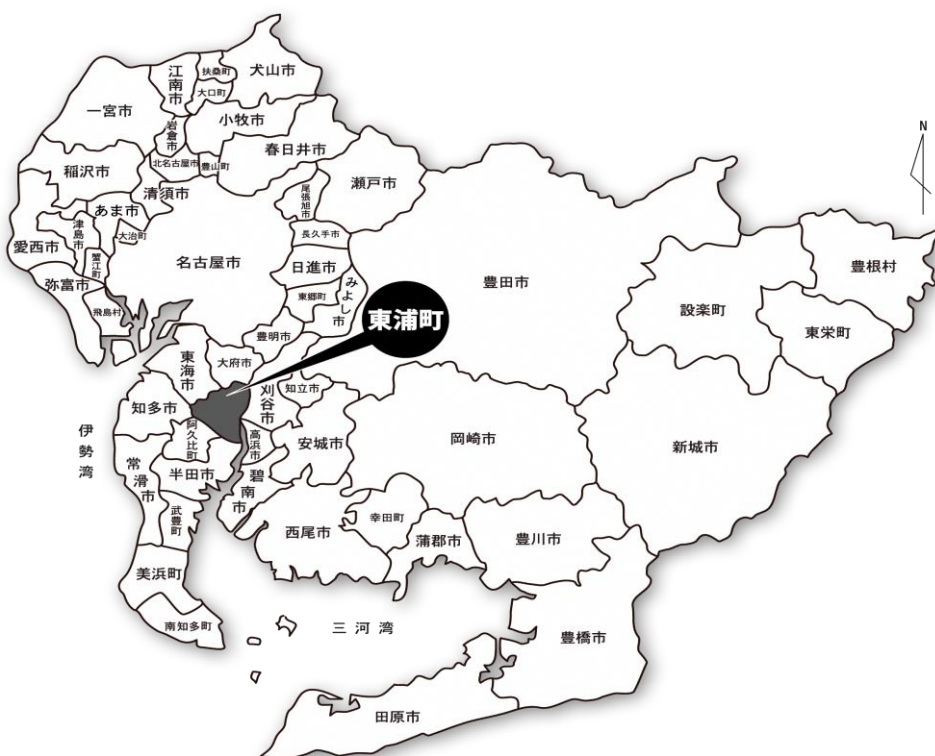
1 概要及び位置

本町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥に位置しています。東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾を挟んで刈谷市、高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、阿久比町、西に東海市、知多市、北は犬山市に接しています。

町は東部の低地と西部の丘陵地からなっていて、東部にはJR武豊線と国道366号、西部には名鉄河和線が通っています。

図表1-3 町の位置・大きさ

町の位置(役場)		町の大きさ	
東 経	136°58'	東 西	6.2 km
北 緯	34°58'	南 北	7.7 km
		面 積	31.14k m ²



図表1-4 位置図

2 人口及び世帯数

本町の人口・世帯数の推移は、図表1-5のとおりです。

本町の人口は、2023年度末現在で50,162人となっており、概ね横ばいで推移しています。世帯数については、各年度において増加しています。

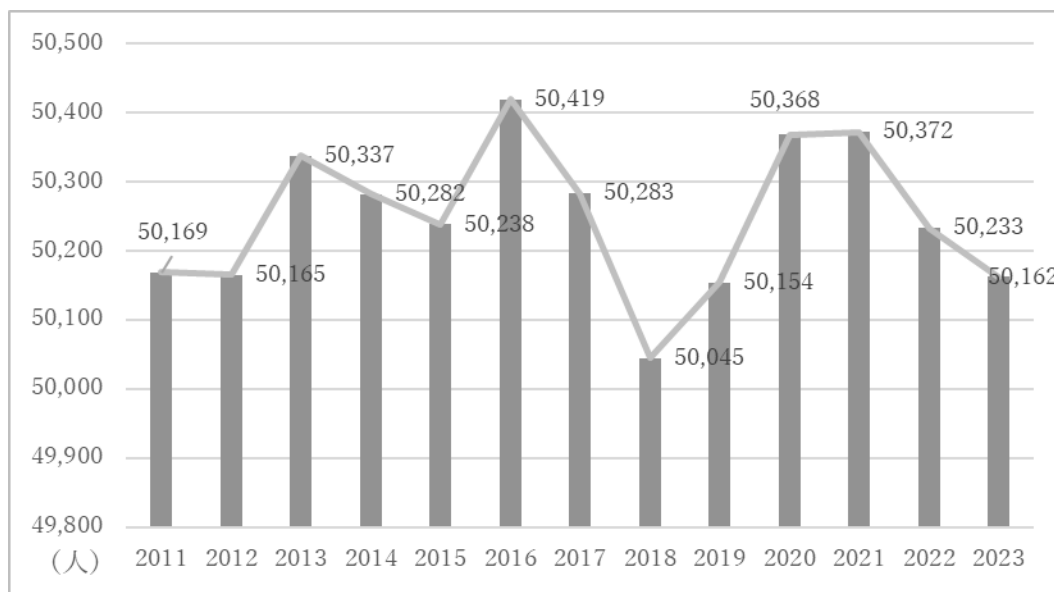
人口減少社会となるなか、今後、本町においても人口減少が進んでいくと考えられます。

図表1-5 人口と世帯数の推移

[各年度末現在]

項目 年度	世帯数	人 口			1世帯 当たり人口
		総数	男	女	
2011(H23)	19,240	50,169	25,276	24,893	2.61
2012(H24)	19,336	50,165	25,204	24,961	2.59
2013(H25)	19,659	50,337	25,321	25,016	2.56
2014(H26)	19,782	50,282	25,264	25,018	2.54
2015(H27)	19,954	50,238	25,283	24,955	2.52
2016(H28)	20,224	50,419	25,396	25,023	2.49
2017(H29)	20,343	50,283	25,362	24,921	2.47
2018(H30)	20,453	50,045	25,222	24,823	2.45
2019(R 元)	20,719	50,154	25,291	24,863	2.42
2020(R2)	21,027	50,368	25,352	25,016	2.40
2021(R3)	21,163	50,372	25,281	25,091	2.38
2022(R4)	21,408	50,233	25,212	25,021	2.35
2023(R5)	21,642	50,162	25,137	25,025	2.32

資料：住民課



3 産業の動向

本町における産業別事業所数及び従業者数は、図表1-6のとおりです。

2021 年における本町の総事業所数は 1,366 事業所、総従業員数は 16,295 人で、事業所数は「サービス業」が最も多く、「卸売・小売業」、「製造業」、「建設業」の順となっています。

また、従業員数においては「製造業」が最も多く、「サービス業」、「卸売・小売業」と続き、第1次産業である「農林漁業」の割合が低いものとなっており、今後も同様の産業構造で推移していくものと考えられます。

図表1-6 産業別事業所数、従業員数総数(経営組織)

2021 年6月1日現在

産業分類	事業所(戸)	従業者(人)
総数	1,366	16,295
農林漁業	6	31
建設業	132	698
製造業	194	5,728
電気・ガス・熱供給・水道業	1	7
情報通信業	8	122
運輸・郵便業	33	597
卸売・小売業	329	3,248
金融・保険業	17	129
不動産・物品賃貸業	86	255
サービス業	560	5,480

資料:経済センサス 活動調査(5年ごとの調査)

4 土地の利用状況

本町における行政区域の面積については図表1-7、土地利用状況は図表1-8のとおりです。

東浦町の土地利用の状況は、都市的土地利用である宅地が 812ha(26.1%)、道路が 343ha(11.0%)と微増しています。

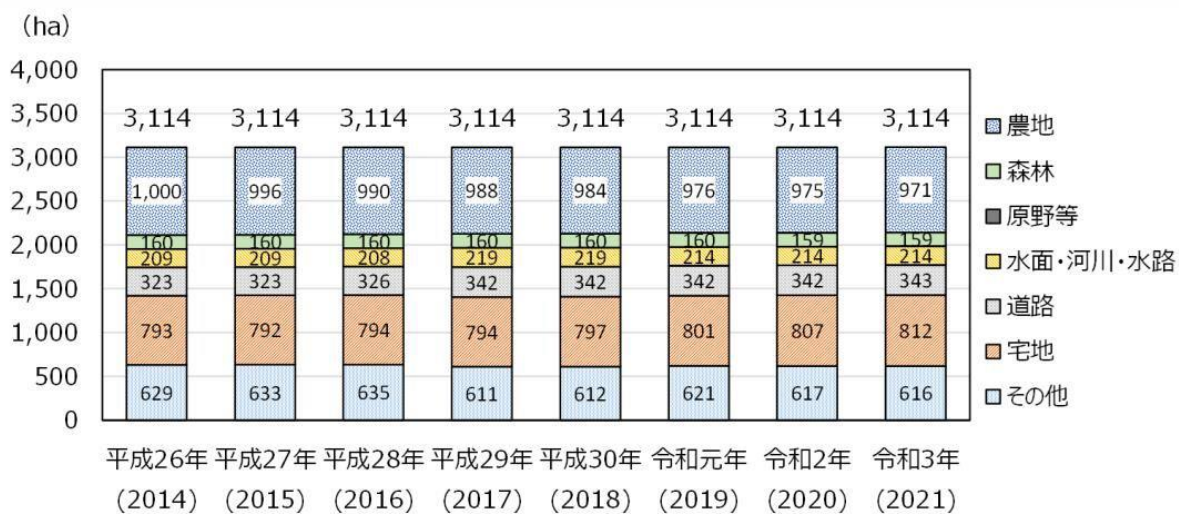
また、自然的土地利用については、農地が 971ha(31.2%)で減少傾向にあり、森林が 159ha(5.1%)、水面・河川・水路が 214ha(6.9%)は横ばいとなっているなど、緩やかながら都市化(宅地化)が進んでいると言えます。

図表1-7 行政区域の面積

(単位:ha 2019 年3月 29 日現在)

都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域
範 囲	面 積	区域区分決定年月日	面 積	面 積
行政区域 の全域	3,114	2019 年3月 29 日	769.1	2,344.9

図表1-8 土地利用面積



資料:土地に関する統計年報(愛知県)

5 第6次東浦町総合計画との関連性

本計画の上位計画である第6次東浦町総合計画(2019年3月)では、「暮らしを守るまちづくり」の項目において、一般廃棄物に関する目標、目標を実現させるための施策が示されています。

また、第2期基本計画が策定され(2024年3月)、目標も変更されています。当該計画内における記載内容は、図表1-9のとおりです。

図表1-9 第6次東浦町総合計画における一般廃棄物に関する部分の概要

内 容
【目標】 「もったいない」の気持ちを大切に、循環型のまちをつくります 【成果指標】 一人一日あたりの家庭系ごみの量 2017年度 : 533 g ▼ 2022年度 : 469 g ▼ 2028年度 : <u>429 g</u> 15年後の方向性 (2038年度) ↘ リサイクル率 2017年度 : 20.1% ▼ 2022年度 : 20.7% ▼ 2028年度 : <u>28.0%</u> 15年後の方向性 (2038年度) ↗ 【目標を実現させるための取組】 ●3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 ～循環型社会の形成を目指し、ごみの減量・資源化を推進します。 ●地球温暖化の防止 ～地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減に努めます。 ●不法投棄させない環境づくり ～地域全体で協力して不法投棄を抑制します。 【現状】 再利用・再使用できるものが、ごみとして捨てられています。 【課題】 住民や事業者のごみの減量・分別・再使用する意識の向上が必要です。 【実施内容】 ●家庭や事業活動におけるごみの発生そのものを減らす取組を促進します。 ●自身が不要なものを必要とする人に渡す再使用や、物を共用するシェアリング等の取組を推進します。 ●多様な住民生活に対応した効率的かつ効果的な分別・収集体制の構築に取り組みます。 ●事業者のごみの分別について周知啓発をし、適正な事業系ごみの分別排出指導を行います。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

ごみ(廃棄物)とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができず不要になったもので、家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物があります。一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は排出事業者の責任で処理を行わなければならない。

本町は、ごみ処理による環境への影響や最終処分場に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、1979(昭和 54)年から下記、図表2-1のとおり、ごみの分別・減量化を積極的に進めています。

図表2-1 東浦町ごみの分別と減量に関する年表

年 月	取 組 内 容
昭和 54 年6月	資源ごみ分別回収(缶、びん、紙類)月1回:8月から全町実施
昭和 56 年4月	町指定ごみ袋販売委託開始
平成3年4月	資源ごみ分別回収(缶、びん、紙類)月2回
平成5年 10 月	アスパ無料配布開始(19 年度 12 箇所で配布)
平成8年 10 月	町指定ごみ袋本格導入
平成8年 12 月	分別回収品目追加(プラ類のペットボトル) :地区月4回(金属・びん・プラ類と紙布類を交互)回収
平成9年4月	東浦町の環境を守る基本条例の制定
平成9年 10 月	東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の制定
平成 12 年3月	環境基本計画の策定。町指定ごみ袋作製(大・中・小)
平成 12 年5月	生ごみ処理機器購入費助成金交付開始
平成12年 12 月	びん色指定(無色・茶色・その他色)、白色トレイ及びプラスチック製容器包装回収
平成 13 年4月	家電リサイクル法により4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコン)を明示
平成 13 年6月	粗大ごみの有料(戸別)収集開始
平成 15 年4月	プラスチック製容器包装の地区拠点回収
平成15年 10 月	家庭系パソコンのメーカーによるリサイクル回収開始
平成16年 10 月	二輪車(オートバイ、原付自転車)のメーカーによるリサイクル回収開始
平成 17 年8月	東浦町一般廃棄物処理基本計画策定
平成 17 年4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 :資源ごみの所有権を町に帰属
平成 21 年4月	家電リサイクル法により液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加
平成 21 年4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正:粗大ごみの品目を 大きさに変更(縦・横又は高さのいずれか一辺が 60cm以上2m未満)
平成 21 年4月	ごみの減量、石油資源の節約、CO ₂ 削減のため、レジ袋有料化開始
平成 21 年5月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始(6地区)
平成 21 年9月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始(4地区)
平成21年 10 月	埋め立てごみの減量化のため、陶磁器の拠点回収開始(13 箇所)

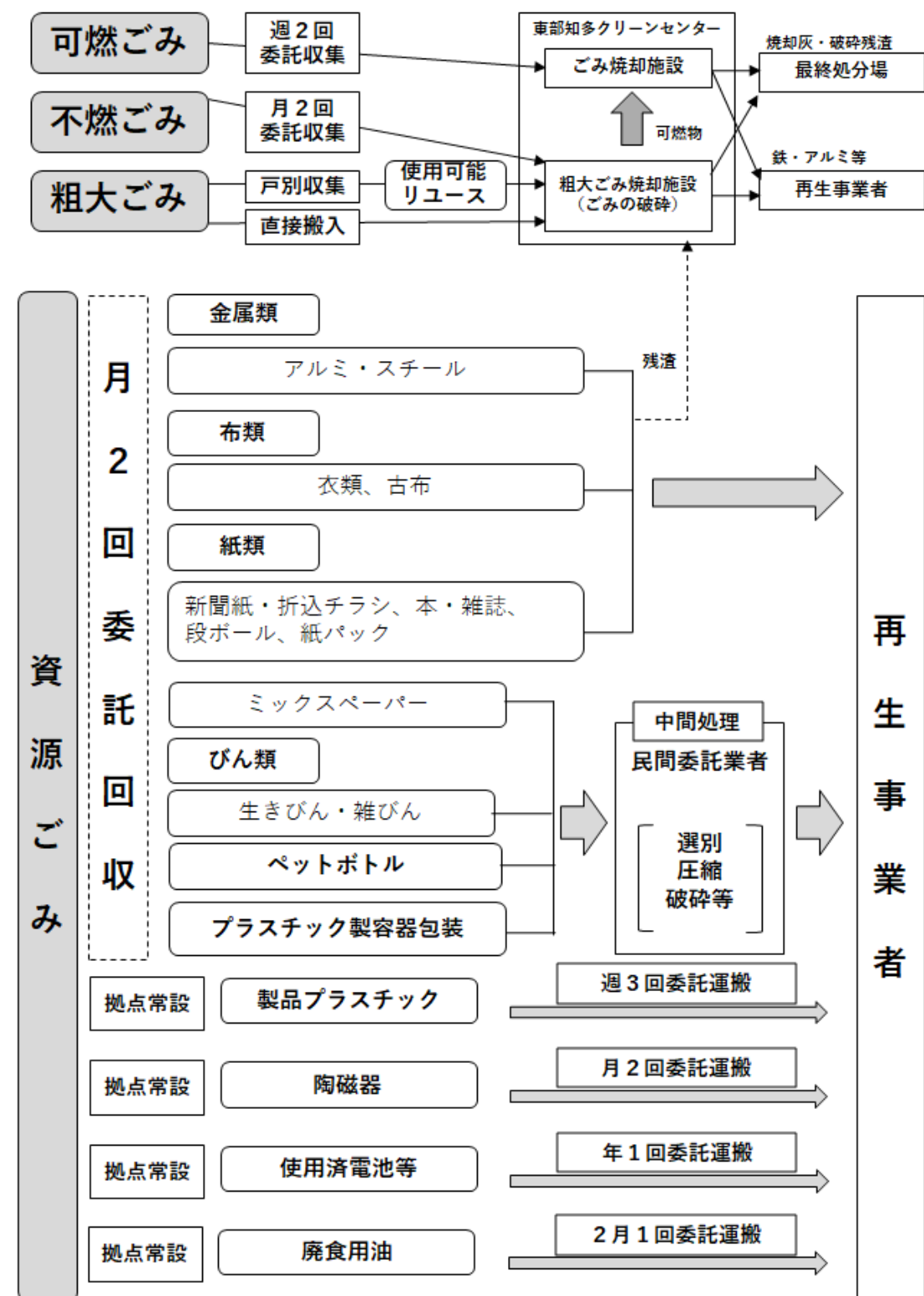
平成 22 年6月	役場敷地内で常設資源回収場所(びんを除く)を開設
平成 23 年1月	カセットボンベ・スプレー缶・ライターの3種類を危険物の分別回収開始
平成 24 年5月	自転車・ベビーカー・三輪車回収に小型家電製品を回収品目として追加
平成 25 年4月	衣類・古布で2種類に分別していたものを、布類で統一。生きびんに緑色の一升びんを追加
平成 27 年2月	小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパン(株)と使用済小型電子機器等回収事業における連携・協力に関する協定を締結
平成 27 年4月	白色トレイの回収方法変更(プラスチック製容器包装として回収)
平成 27 年7月	ごみ出し支援事業の開始 (65 歳以上の者及び避難行動要支援者名簿登録者)
平成 28 年4月	カセットボンベ・スプレー缶の回収方法変更 (中身を使い切り、穴をあけずに危険物として専用のコンテナで回収)
平成 29 年4月	廃食用油回収開始 (各地区拠点において回収容器を設置し、常時回収)
平成 29 年9月	縦 15cm×横 40cm 未満の小型家電製品回収開始 (各地区拠点において回収ボックスを設置し、常時回収)
平成 31 年1月	羽毛ふとん(ダウン率 50%以上のもの)の資源回収の開始
平成 31 年4月	家庭系可燃ごみ処理有料化実施 町指定ごみ袋は、半透明白色に変更 45ℓ(大)450 円/1パック 30ℓ(中)300 円/1パック、20ℓ(小)200 円/1パック
令和2年4月	プラスチック製容器包装地区拠点回収場所を8箇所追加
令和2年7月	町指定ごみ袋 10ℓ(特小)100 円/1パックを導入
令和2年9月	カラス除けネット黄色から茶色へ
令和3年6月	プラスチック製容器包装 ST 毎週回収開始 地区拠点回収場所廃止
令和3年6月	羽毛ふとん(ダウン率 50%以上のもの)の資源回収の廃止
令和3年6月	リチウムイオン電池資源回収開始
令和4年4月	役場資源 ST プラスチック製容器包装回収の廃止
令和5年6月	ミックスペーパー回収開始
令和5年 10 月	製品プラスチック回収開始
令和6年1月	森岡コミュニティセンター資源拠点回収 試行開始
令和6年1月	ペットボトル水平リサイクル協定締結 (コカ・コーラボトラーズジャパン、ミツカン)
令和6年4月	メルカリ shops で粗大ごみのリユース開始
令和6年4月	セントレアと資源循環に関する協定締結(SAFの推進について)
令和6年5月	プラスチック使用おもちゃの分別回収開始(児童館・うらん・役場) 保育園等でのリユースおよびメルカリ shops でのリユース開始
令和6年5月	インクカートリッジ全メーカー回収開始
令和7年6月	びん類一括回収開始(予定)

第2節 ごみの収集及び処理に関する現状と課題

1 ごみの収集体系

ごみの収集は、業者に委託しており、下記図表2-2のとおり、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは東部知多クリーンセンターで処理しています。

また、資源ごみは直接処理できるものと中間処理が必要なものに分けて処理をしています。



図表2-2 ごみ処理の流れ

2 ごみ処理の体制

(1)ごみの分別

＜町が収集・回収するごみの分別の区分＞

分別区分			ごみの種類
可燃ごみ			紙くず、調理くず、残飯、草木、皮革類、ゴム類、資源にならない布類、木製品、製品プラスチック以外の物、在宅医療廃棄物のうち感染性のない非鋭利な物
不燃ごみ			金属製品、陶磁器類、ガラス類、小型家電製品（縦横高さ全てが 60 cm 以下のもの）
資源ごみ	金属類	アルミ類	飲料用缶など
		スチール類	飲料用缶、缶詰の缶など
	紙類	新聞紙・折込チラシ	新聞紙、折込チラシ
		本・雑誌	雑誌、本、冊子など
		段ボール	段ボール
		紙パック	飲料用紙パック（裏面銀色除く）
		上記以外の紙類（ミックスペーパー）	レシート、写真、はがき、カーボン紙、紙コップ、紙皿、カレンダー、包装紙、紙袋、菓子箱、包装の台紙、ダイレクトメールなど（ボール紙）
	布類	衣類	衣料
		古布	ハンカチ、タオル、タオルケットなど
	びん類	—	飲料用、食品用、化粧品品のびん、茶色の一升びん、ビールびん
	ペットボトル	—	飲料用、調味料用ペットボトルなど
	プラスチック製容器包装	—	絵柄入り食品トレイ、梱包用発泡スチロール、ラップ・フィルムなどの包装、プラスチック容器、食品用トレイ
	製品プラスチック	—	衣装ケース、ポリバケツ、歯ブラシ、ポリタンク、ハンガー、CD など
	プラスチック製おもちゃ	—	プラスチックを使用した電気・電池で動くおもちゃ、ブロックなど
	陶磁器	—	茶碗、皿、花びん、植木鉢など
	電池類	使用済み乾電池	アルカリ、マンガン乾電池
		小型充電式電池	リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等
		ボタン電池	ボタン電池
		コイン電池	コイン電池
	廃食用油	—	植物性食用油に限る
	インクカートリッジ	—	プリンターインクカートリッジ ※メーカー指定なし
危険物			ライター、スプレー缶、カセットボンベ

(2)ごみの収集・運搬・処理体制

<基本となる収集方法>

収集対象ごみ		収集頻度	収集方法	排出方法	排出時間
可燃ごみ		週2回	ステーション	町指定ごみ袋	収集日の 午前8時まで
不燃ごみ		月2回	ステーション	コンテナ	収集日の 午前8時まで
資源 ごみ	金属類 びん類 ペットボトル	月2回	ステーション	コンテナ	収集日の 午前8時まで
	紙類 布類	月2回	ステーション	紙類:紐で縛る ミックスペーパー: 袋に入れる 布類:中の見える 袋に入れる	収集日の 午前8時まで
	プラスチック製容 器包装	週1回	ステーション	回収用ネット	収集日の 午前8時まで
	製品 プラスチック	週3回	公共施設等 の指定場所	回収ボックス	常時 (役場資源ステ ーションは、午 前8時～ 午後8時)
	プラスチック製 おもちゃ	随時	公共施設等 の指定場所	回収ボックス	基本 開庁時間
	使用済乾電池	月1回	公共施設等 の指定場所	回収ボックス	常時
	小型充電式電池 ボタン・コイン電池	随時	環境課窓口	テープで絶縁して 手渡し	開庁時間
	陶磁器	月2回	ステーション	不燃コンテナ	収集日の 午前8時まで
		随時	公共施設等 の指定場所	回収ボックス	常時
	廃食用油	2月1回	公共施設等 の指定場所	回収ドラム	常時

※ 危険物(ライター・スプレー缶・カセットボンベ)は、不燃ごみ、金属類、びん類、ペットボトルの回収日に、コンテナで回収をしています。

※ 年に1回、小型家電・自転車等を公共施設等の指定場所で回収しています。

＜町が収集しないごみの分別区分と収集・処理の方法＞

分別区分		ごみの種類	収集・処理方法
家庭系	一時多量ごみ	家庭で引越し、大掃除、庭木の刈り込みなどで一時的に出た多量ごみ	東部知多クリーンセンターへ直接搬入するか町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。
	粗大ごみ	1辺が60 cm超、2m以下の家具類、電気・石油・ガス製品など(処理困難物除く)	戸別有料収集を利用する。 東部知多クリーンセンターへ直接搬入するか町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。
	特定家庭用機器	テレビ、エアコン(室外機含む)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機(家電リサイクル法対象4品目)	販売店に依頼する。 (販売店によっては引き取り不可の場合あり。) または、郵便局でリサイクル料金を支払い、特定家庭用機器収集運搬業者に収集運搬を依頼するか、指定引取場所へ直接搬入する。
	パソコン	本体及びディスプレイ	製造メーカーへ回収を依頼する。 一般社団法人 パソコン3R推進協議会
	処理困難物	建設廃材、自動車・二輪車及びその部品、タイヤ、バッテリー、塗料、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬など	処理業者に処理を依頼する(処理費は排出者負担)。または、販売店、工事業者、スクラップ業者等取り扱い業者で適正に処理する。
事業系	事業系一般廃棄物	事業所、商店などから出る一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)	事業者自ら適正に処理する。 東部知多クリーンセンターへ直接搬入するか町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。

●家庭系一般廃棄物収集運搬業者

〈一時多量ごみ〉

トーエイ株式会社、株式会社中西、アイゼン CS 株式会社

〈粗大ごみ〉

公益社団法人東浦町シルバー人材センター

●特定廃家電

株式会社アグメント、有限会社エンザイム、トーエイ株式会社、株式会社中西、株式会社三四四、アイゼン CS 株式会社

●浄化槽汚泥(浄化槽清掃業許可業者)

株式会社アグメント、トーエイ株式会社、東邦清掃株式会社

●事業系一般廃棄物

株式会社あおき環境開発、株式会社あおき造園土木、株式会社アグメント、株式会社アシタ、株式会社エイゼン、有限会社エンザイム、オオブユニティ株式会社、株式会社榊原環境、株式会社ディリー、トーエイ株式会社、株式会社豊福組運輸、株式会社西山商店、株式会社美濃ラボ、株式会社三四四、株式会社ユニオンサービス

<東部知多クリーンセンターの概要>

区 分	内 容
施 設 名	東部知多クリーンセンター
形 態	東部知多衛生組合(東浦町・大府市・豊明市・阿久比町)
焼却処理	処理能力 200t/日(100t/24h×2基) 処理方法 シャフト炉式ガス化溶融炉 延床面積 12,189.1 m ² 竣工年月 2019 年3月
破碎処理	破碎能力 30t/日(30t/5h×1基) 破碎方式 衝撃剪断併用、横形回転式 建築面積 987.12 m ² 延床面積 1,429.52 m ² 竣工年月 1989 年4月
スラグストックヤード	貯留量 1,545t(515t×3区画) 建築面積 643.06 m ² 延床面積 675.62 m ² 竣工年月 2021 年度

資料:東部知多衛生組合

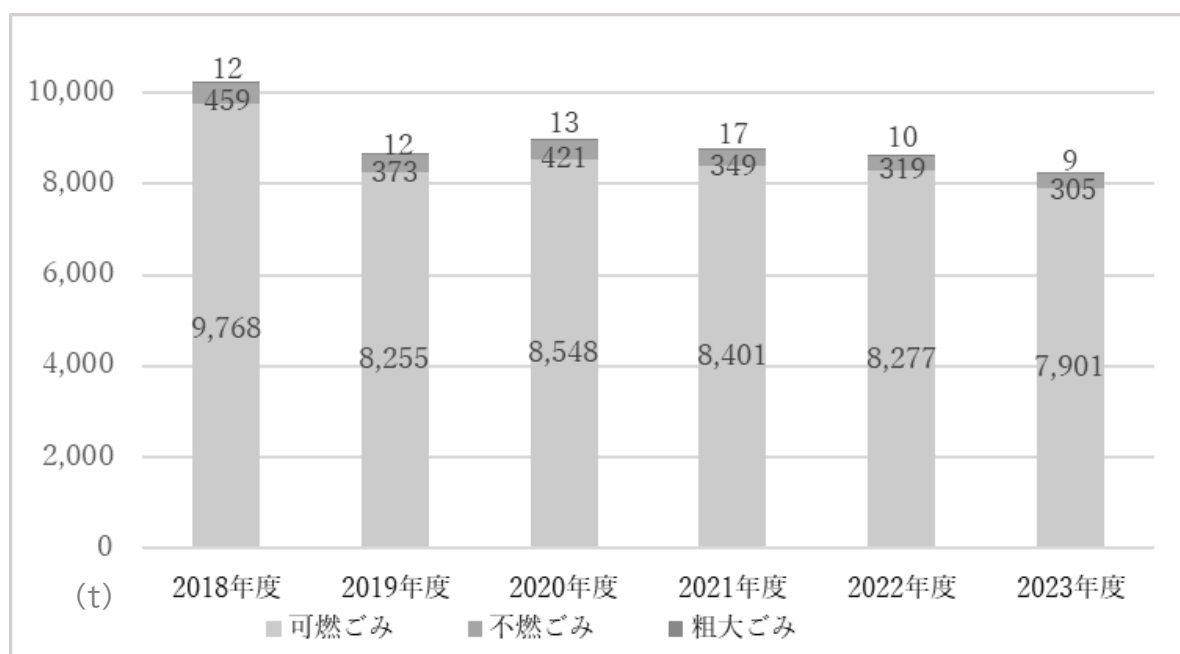
3 ごみの排出量

2018年度から2023年度までのごみ排出量は、図表2-3から図表2-5のとおりです。

図表2-3 家庭系可燃・不燃ごみ排出量（単位:t）

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
可燃ごみ	9,768	8,255	8,548	8,401	8,277	7,901
不燃ごみ	459	373	421	349	319	305
粗大ごみ	12	12	13	17	10	9
計	10,239	8,640	8,982	8,767	8,606	8,215
人口(人)	50,101	50,107	50,250	50,419	50,308	50,213

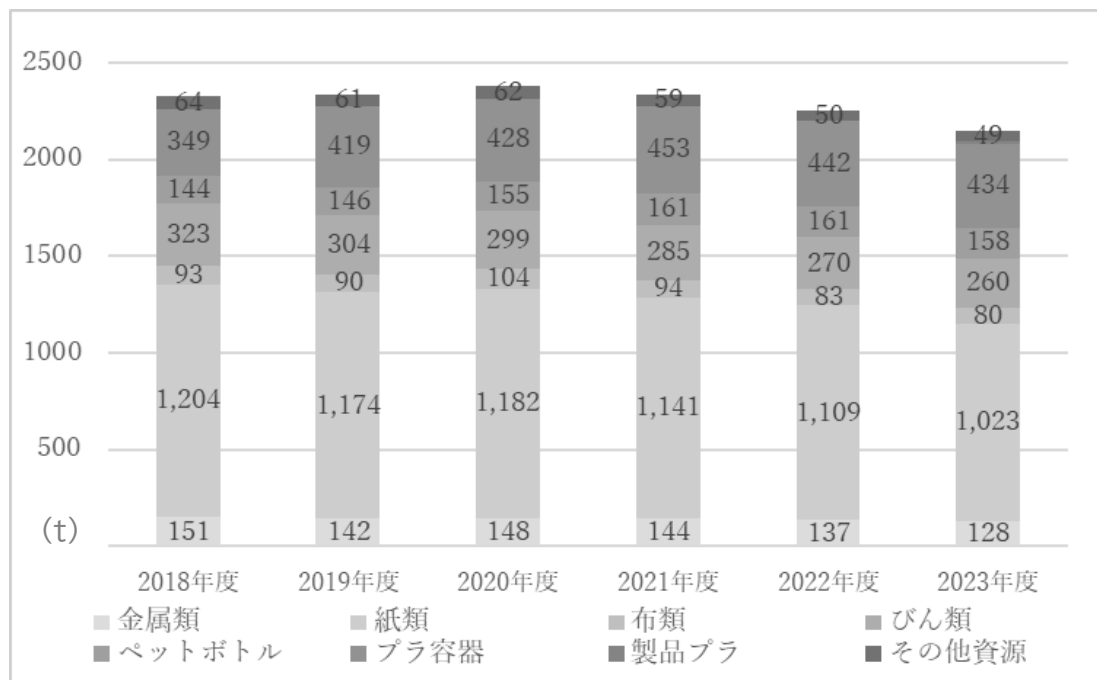
人口は毎年 10 月1日現在



図表2-4 資源ごみ排出量 (単位:t)

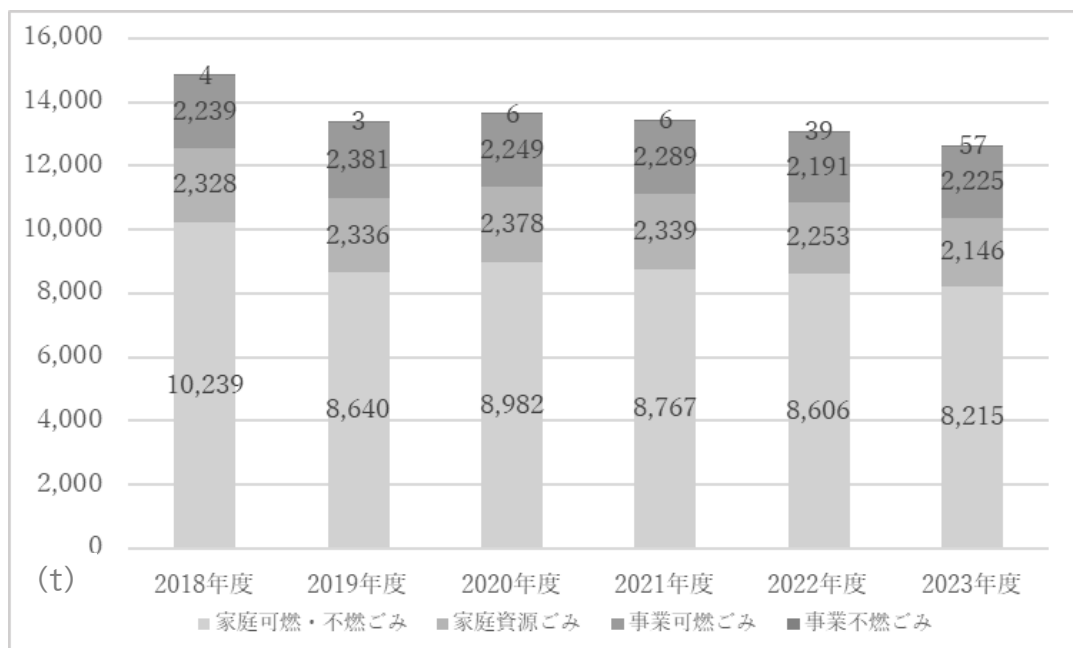
区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
金属類	151	142	148	144	137	128
紙類	1,204	1,174	1,182	1,141	1,109	1,023
布類	93	90	104	94	83	80
びん類	323	304	299	285	270	260
ペットボトル	144	146	155	161	161	158
プラスチック 製容器包装	349	419	428	453	442	434
製品 プラスチック	—	—	—	—	—	14
その他資源	64	61	62	59	50	49
計	2,328	2,336	2,378	2,339	2,253	2,146
人口(人)	50,101	50,107	50,250	50,419	50,308	50,213

人口は毎年 10 月1日現在



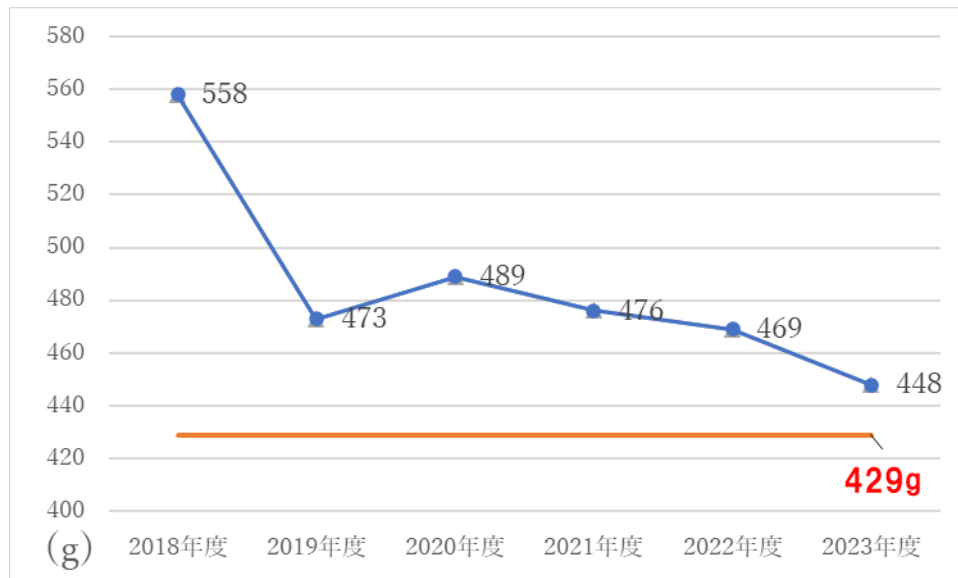
図表2-5 ごみ総排出量 (単位:t)

区 分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
家庭系	可燃・不燃ごみ	10,239	8,640	8,982	8,767	8,606	8,215
	資源ごみ	2,328	2,336	2,378	2,339	2,253	2,146
事業系	可燃ごみ	2,239	2,381	2,249	2,289	2,191	2,225
	不燃ごみ	4	3	6	6	39	57
計		14,810	13,360	13,615	13,401	13,089	12,643



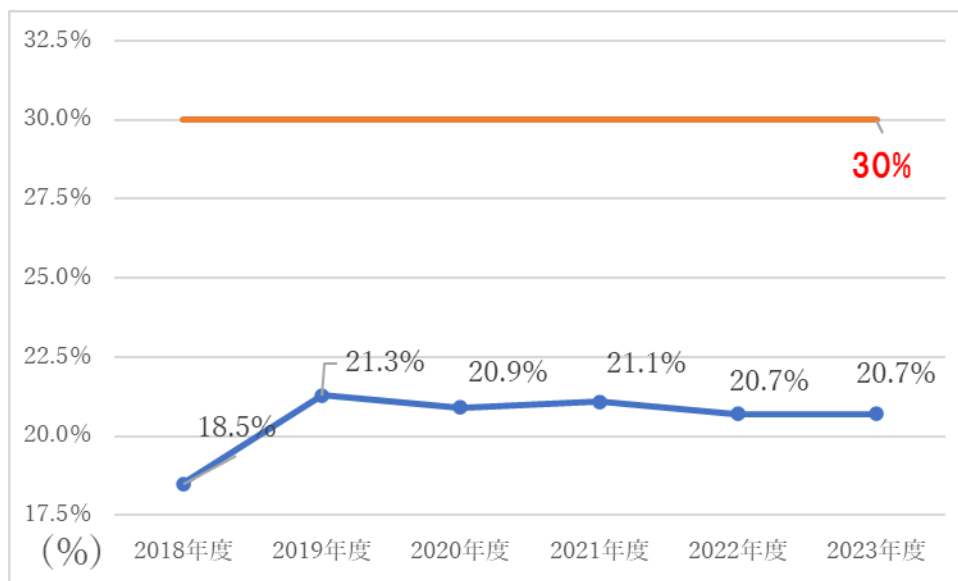
図表2-6 1人1日当たりのごみの排出量の推移（単位:g/人・日）

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
1人1日 当たりのごみ の排出量	558	473	489	476	469	448



図表2-7 資源化率の推移（単位:%）

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
資源化率	18.5%	21.3%	20.9%	21.1%	20.7%	20.7%



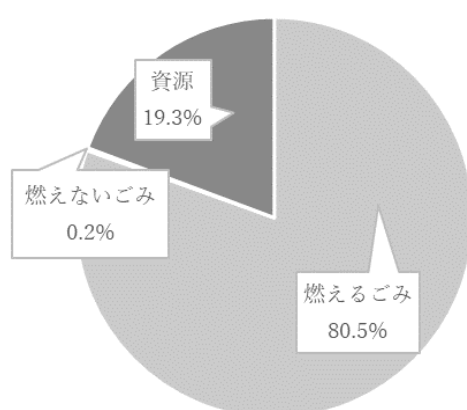
4 ごみの組成割合

プラスチックの混入割合を確認するために、組成調査を毎年行っており、その結果が下記の通りです。

2024年3月に、もえるごみとして町内ごみステーションに出されたごみの組成調査を実施したところ、図表2-8の結果となりました。

年々資源ごみの割合は減少しており、20%を切り約19%となりましたが、変わらず紙類やプラスチック製容器包装が多い状況でした。

割合的には、食品系のごみと紙類が多いのが現状です。



図表2-8 ごみの組成割合

可燃ごみ					資源ごみ							
手つかず食品	食べ残し	プラ	紙類	その他	プラ容器包装	紙類	布類	びん類	ペットボトル	製品プラ	もえないごみ	
5.2%	30.9%	5.6%	10.0%	28.8%	4.1%	11.5%	2.4%	0.1%	0.3%	0.9%	0.2%	

5 ごみ減量に対する住民意識

2023年度に「東浦町の環境を守る基本計画アンケート調査」を実施しました。

アンケート中の「ごみをできるだけ減らす」についての回答では、「現在、行っている・今後も行いたい」が全体で 67.3%という結果となりました。また、「ごみの分別・リサイクルを徹底している」についての回答では、「現在、行っている・今後も行いたい」が 86.3%という結果となりました。

これらの結果から、多くの方がごみ減量・ごみの分別及び資源化に取り組む意識が高くなっていることがわかります。

「東浦町の環境を守る基本計画アンケート調査」より抜粋

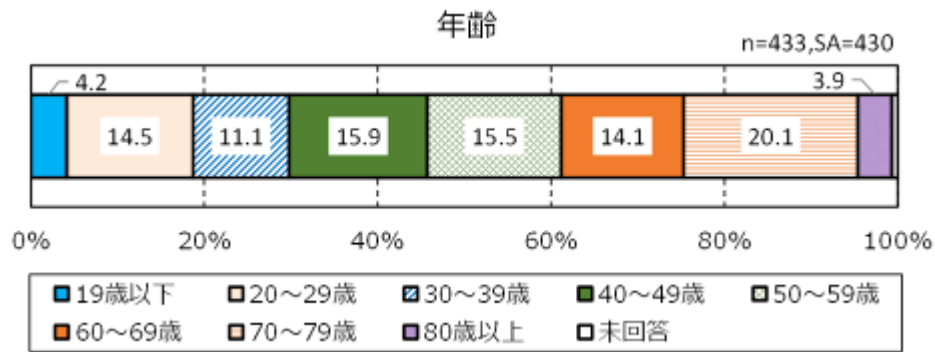
■調査期間 2024年3月

■調査方法 郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

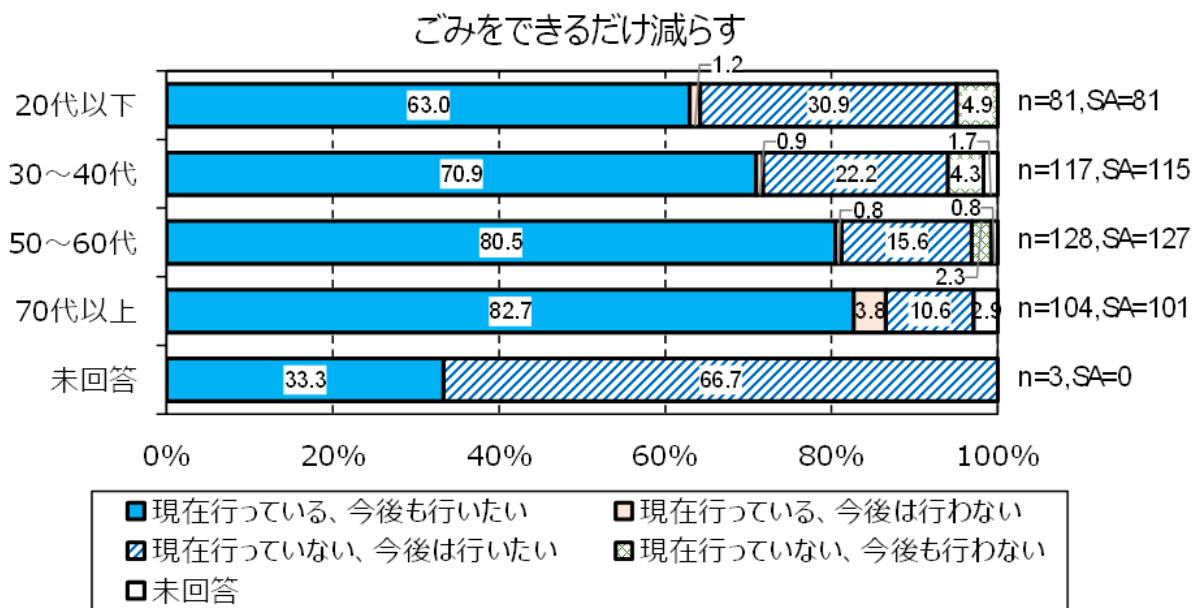
■調査対象 16歳以上の住民 1,450人(住民基本台帳から無作為抽出)

■有効回答数 433人(回収率 29.9%)

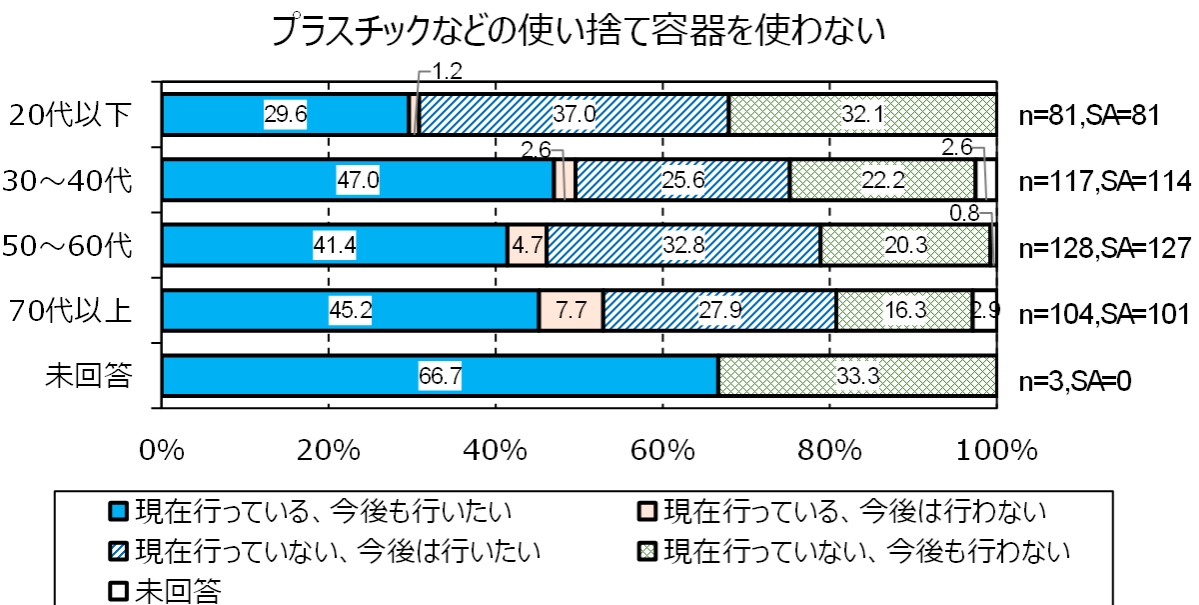
〈質問〉 年齢



〈質問〉 ごみをできるだけ減らす



〈質問〉 プラスチックなど使い捨て容器を使わない



6 ごみの減量化及び資源化の取り組み

本町では、ごみの減量化及び資源化を推進するため以下に示す取り組みを行っています。

(1)排出抑制に関する取り組み

施策	取組状況
ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)促進について	・フードドライブを3か月に1回役場で開催 ・家庭の生ごみ処理用アスパの無料配布 ・生ごみの処理方法の情報提供 ・食品ロス削減の啓発 ・「メルカリ shops」を利用した、粗大ごみのリユース ・おもちゃを回収し、保育園・児童館で再利用しない物を「メルカリ shops」で販売する2段階のリユース ・リユースに関する民間の情報サイトを紹介
普及啓発、環境教育推進・住民との連携	・小学校から高齢者の方へのごみの排出抑制について、出前講座の開催 ・東浦町ごみの分別と減量をすすめる会を設置し、各地区区長及び自治会長、住民代表と会議を開催



メルカリ Shops 開設合同記者発表の様子

(2)資源化推進に関する取り組み

施策	取組状況
家庭ごみの適正排出と分別の徹底	・「ごみの分け方出し方」を作成し住民に配布 ・LINE によるごみの分別検索を開始
資源物の分別促進	・地元コミュニティに特定の資源物の回収に応じた交付金の加算
事業者との協力による資源化	・コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社及び株式会社ミツカンと協定を締結し、ペットボトルの水平リサイクルを開始 ・中部国際空港株式会社と資源循環に関して連携協定を締結し、廃食用油の SAF 化の推進を開始 ・トーエイ株式会社とおもちゃのリサイクルを開始
家庭系可燃ごみ処理有料化の導入	・2019 年から家庭系可燃ごみ処理有料化を導入による効果で、ごみの分別の促進



ペットボトルの水平リサイクルの協定式の様子



中部国際空港との資源循環協定式の様子



(3)収集運搬に関する取り組み

施策	取組状況
わかりやすい資源物回収ボックスの設置	・各資源物集積所にて、種類ごとに看板を設置 ・資源物の大きさに応じた収集ボックスを設置 ・住民の方が資源物をそのまま排出できるようなボックスを設置 ・資源ごみの分別区分の見直し
ごみの排出支援	・ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者等に対し、ごみ出し支援事業を実施 ・粗大ごみをクリーンセンターまで運ぶことが困難な者に対し、粗大ごみの有料収集
メーカーなどによる適正処理困難物の引取りの促進	・適正処理困難物については、販売店や専門業者への相談を呼びかけ
取り扱いに注意を要するごみの適切な回収・処分	スプレー缶、乾電池、リチウムイオン電池、ライター等の回収方法や処理方法を住民へ啓発及び周知

(4)中間処理・最終処分・その他に関する取り組み

施策	取組状況
適正なごみの処理方法の確立	・適正なごみ処理を行うため、東部知多衛生組合及び民間業者との連携 ・クリーンセンターにて、発電、余熱利用 ・溶融処理によりスラグとメタルを生成し、資源の有効活用
ごみの散乱防止	・各コミュニティの資源物量に応じた交付金の加算要件として、各ごみ集積所の管理を要件とし、集積所の監視体制を整備 ・カラスや動物除けのネットの設置を各コミュニティ等へ配布し設置 ・カラス除けネットで対応できない場所へ、蓋つきストッカーの導入

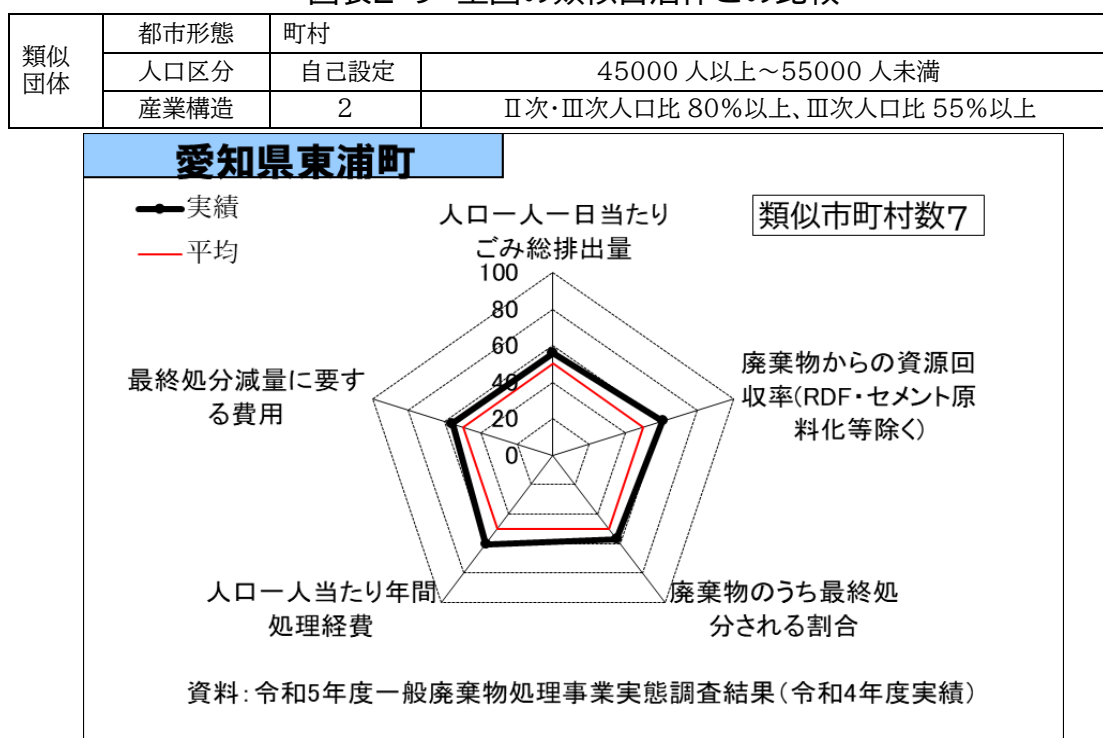
7 ごみ処理の評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(以下「支援ツール」という。)」を設けています。本町のごみ処理について支援ツールを利用して、2022年度実績を基に比較評価を行いました。

全国の類似自治体

本町と都市形態・人口区分・産業構造が類似する自治体として、全国7町があり、それら平均値と本町の数値を比較すると、すべてにおいて高い水準となっており、特に「人口一人当たり年間処理経費」と「廃棄物からの資源回収率」が大きく平均を上回る水準となっています。

図表2-9 全国の類似自治体との比較



標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総排 出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収 率(RDF・セメント原料 化等除く) (t/t)	廃棄物からの エネルギー回 収量 (MJ/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当 たり年間処理 経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.786	0.173	0	0.062	15,695	56,847
最大	1.076	0.286	0	0.15	21,616	88,948
最小	0.679	0.083	0	0.012	11,303	37,846
標準偏差	0.125	0.074	0	0.047	3600	16824
東浦町	0.711	0.251	0	0.029	11,975	46,924
偏差値	56.0	60.5	-	57.0	60.3	55.9

図表2-10 全国の類似自治体の状況

市町村名	人口	人口一人一日 当たりごみ 総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物 からのエ ネルギー 回収量	廃棄物のうち 最終処分され る割合	人口一人 当たり年間 処理経費	最終処分 減量に要 する費用
		(kg/人・日)	(t/t)	(MJ/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
茨城県阿見町	49,042	1.076	0.083	0	0.15	16,181	47,073
埼玉県伊奈町	45,239	0.813	0.207	0	0.097	15,627	51,808
神奈川県寒川町	49,133	0.723	0.286	0	0.034	11,303	37,846
愛知県東浦町	50,308	0.711	0.251	0	0.029	11,975	46,924
広島県府中町	52,978	0.772	0.174	0	0.088	13,365	50,365
福岡県志免町	46,631	0.729	0.12	0	0.012	19,801	74,968
福岡県粕屋町	48,975	0.679	0.088	0	0.024	21,616	88,948

8 ごみ処理における課題

(1)排出抑制及び資源化に関する課題

◆排出抑制

- 2019年4月1日から家庭系可燃ごみ処理有料化を実施したことにより2019年度ごみの排出量は、減少しており、1人1日あたりの排出量も減少しましたが、目標達成には至っておらず、引き続きごみの減量化に取り組む必要があります。
- 生ごみ処理について、2017年に生ごみ処理機購入補助金を廃止し、アスパの無料配布やキエーロの紹介をしていますが、家庭系の可燃ごみには、食品系のごみが最も多く含まれているため、食品ロス及び生ごみの排出抑制・減量について取り組む必要があります。
- 現在、粗大ごみ及び製品プラスチック、おもちゃのリユースをしています。更なるリユースの促進を図るため、品目の拡大を考えつつ、住民がリサイクルに協力しやすい体制を整えていく必要があります。
- 2024年10月からLINEによるごみに関する情報提供をしていますが、情報が住民に届くように様々な媒体を利用したごみの減量についての普及啓発に取り組む必要があります。

◆資源化

- 国では、「プラスチック資源循環戦略」(2019年5月)を策定し、「プラスチック資源循環促進法」(2022年4月)を施行しプラスチック資源の循環が加速しています。
本町では、プラスチック製容器包装、製品プラスチックを分別回収し、資源化していますが、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集への対策やプラスチックに係る資源循環の促進等について、国の方針に従い検討していく必要があります。
- 資源物の減少要因は、約半分を占める「紙・布類」の減少です。紙媒体の利用率の減少(ペーパーレス化)、新聞販売店による独自回収、民間回収施設の利用などの様々な要因が考えられるものの、引き続き適正な分別排出を周知していく必要があります。
- 家庭系可燃ごみの組成調査結果からは、年度(地域)によるばらつきはあるものの、平均で2割程度、資源物が混入しています。混入の割合が大きいのは紙類・プラスチック類等であるため、これらの項目について、ターゲットを明確化した啓発活動の実施等により、分別徹底の周知を図る必要があります。
- 3Rの取り組みについては、様々な団体と取り組んでいます。行政単独で事業を進めることには限界があるため、今後も事業者・住民も含め協働して行っていく必要があります。

◆事業系ごみ

事業系ごみは、増加傾向にあります。住民だけでなく事業者についてもごみの削減に取り組む必要があるため、分別の徹底やリサイクルに取り組む必要があります。

(2)収集運搬に関する課題

- 安定的な収集運搬体制を維持するため、これまでの収集運搬体制を維持するだけでなく、新たな分別区分への対応や、分別排出の利便性向上等、今後もサービスの質が低下しないよう努める必要があります。
- 資源物の常設回収箇所が少ないため、住民へのサービス向上を図ることが必要です。その中でも製品プラスチックの回収場所は、役場と森岡コミュニティセンターの2箇所であるため、回収場所の検討が必要であります。
- 本町でも増加しつつある外国人住民へのごみ排出ルールの周知について、トラブルの未然防止のため、情報提供方法について検討を行います。
- 資源物回収ステーションに分別方法が分かる看板はあるが、住民にしっかり見ていただけていないので、他の媒体等を利用した分別方法の検討が必要です。
- 近年、大規模災害が多く、災害時には収集事業の継続も困難になる恐れがあり、事前の備えが必要となっています。

また、災害時には迅速な廃棄物処理が必要となるため、「東浦町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の体制確保が必要となっています。

(3)中間処理・最終処分に関する課題

- 燃えるごみについては、2019年3月に竣工した東部知多クリーンセンター(エコリ)において溶融処理を行っています。今後のごみ処理を安全かつ安定的に進めるために、計画的な設備機器の整備・更新を進める必要があります。
- 東部知多クリーンセンターで発生する焼却残渣はアセック(愛知臨海環境整備センター)、破碎後の不燃物は東部知多衛生組合の大東最終処分場にて最終処分しています。最終処分場の延命を図り、今後も安定的かつ継続的に最終処分を行うため、最終処分量をより減少させていく必要があります。

第3節 ごみ処理に関する基本的事項

1 計画の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

みんなですすめる 循環型社会推進のまち ひがしうら

本町の家庭から排出されるごみは、全体的に減少傾向にありますが、さらなるごみの減量化に向けて、3R(リデュース・リユース・リサイクル)などを推進し、限りある資源を有効に利用するとともに環境への負荷を軽減することが必要です。

本町では「第6次東浦町総合計画」の環境分野における目標【「もったいない」の気持ちを大切に、循環型のまちをつくれます】を踏まえ、環境保全を図りながら、ごみ減量と再生資源の利用及び適正処理を推進し、循環型社会の実現を目指します。

(2) 基本方針

上記の基本理念を踏まえて、本町は次の基本方針に沿って、適正なごみ処理を推進します。

基本方針1 資源の有効利用と3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

基本方針2 ごみの排出抑制・減量の推進

基本方針3 安定したごみの適正な処理・処分

◎基本方針は、みんな(住民・事業者・行政)が協力して進める

2 ごみの発生量及び処理量の見込み

排出抑制及び再生利用に関する目標

排出抑制に関する目標値については、2020 年度末の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を429gとしています。2023 年度の実績は448gであり、目標達成まで19gの削減が必要となっています。

また、人口減少社会を迎え、町全体のごみの発生量及び処理量は人口減少に伴い減るものと予測されます。

これらを踏まえ、本計画における2025 年度末時点での目標値は1人1日あたり429gとし、引き続きごみ減量に取り組むこととします。また、資源化率についても重量のある紙類の減少により伸び悩んでいるため、2025 年度末時点で目標値は25%とし、2030 年度は更なる増加とし引き続き資源化に取り組みます。

なお、国の施策や社会経済動向のほか、生活様式の変化に伴い家庭から排出されるごみの量に大きく変動が見られる場合などにおいては、必要に応じて目標値の見直しを行うこととします。

図表2-11 排出抑制及び再生利用に関する目標値

項目	実績値 2019 年度	中間目標 2025 年度	最終目標 2030 年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※1	473g	429g	↘
資源化率 ※2	21.2%	25.0%	↗

※1 (家庭系ごみ量－資源ごみ量)×1,000,000÷(年間日数×人口)

※2 資源ごみ量÷家庭系ごみ量×100

図表2-12 ごみの発生量及び処理量の見込み

	実績値 2019 年度	中間実績 2023 年度	見込み※ 2030 年度
人口(人)	50,154	50,162	48,313
総量(t)	13,395	12,643	12,686
家庭系ごみ(t)	11,011	10,361	10,502
(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ(t))	7,473	8,215	7,557
(資源ごみ(t))	2,491	2,146	2,945
事業系ごみ(t)	2,384	2,282	2,184

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を429gと仮定した数値

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの適正処理における実施者の役割

計画を実施していくために、住民、事業者、行政それぞれの役割について、以下のとおり示します。

住民の役割	事業者の役割	行政の役割
(ア)環境に配慮した賢い買い物行動 商品の購入にあたっては、繰り返し使用できる商品、詰め替えタイプの商品、耐久性に優れた商品を積極的に購入する。賞味期限・消費期限に関して正しく理解し、適量を購入する。 (イ)過剰包装の自粛 不要な包装を断り、積極的に簡易包装に努め、マイバッグを持参することで、レジ袋等の排出削減に努める。 (ウ)生ごみの減量・自家処理への取り組み 家庭から排出される手つかずの食品・食材や食べ残しなど、食品ロスの削減に努める。 生ごみは、アスパやキエーロ、コンポストなどを使用して堆肥化を図り、家庭菜園などで活用することで、ごみとしての排出を抑制する。 (エ)不用品の利活用を考える 不要となったものであっても、ごみとして処分するのではなく不用品交換やフリーマーケット、バザー、リサイクルショップ、フリーマーケットアプリなどを利用して、リユースを促進する。 (オ)ごみを適正に処理する 家庭から出たごみは、ごみの分け方・出し方のポスター等を参考に、正しく分別を行い、指定の排出ルールに沿ってごみ出しを行う。 家電4品目、パソコン、処理困難物(東部知多クリーンセンターへ搬入できないもの)は、ごみステーションには出さず、廃棄物専門処理業者へ処理を依頼するなど適正処分を行う。	(ア)使い捨て商品の使用の抑制 内容物の詰め替え式の商品をできる限り採用すること等により、販売業者は使い捨て商品の販売を抑制する。 (イ)簡易包装の実施・レジ袋削減の実施 過剰包装を控え、簡易包装を積極的に行うとともに、マイバッグ利用の推奨を図るなど、容器包装及びレジ袋の削減を推進する。 (ウ)食品関連事業者による生ごみ削減への取組の実施 食品関連事業者においては、生ごみの排出量の削減に向け、材料の適切な数量管理や、生ごみの堆肥化などの自主的な処理の実施に努める。 (エ)資源物の自主回収ルートの確保 事業者が商品に利用したトレイなどの再資源化可能なごみについては、自ら自主回収に取り組むものとする。 (オ)事業所内でのごみの分別の徹底 事業所で発生するごみの分別を徹底し、資源化を推進する。 (カ)資源循環の取組推進 事業活動に際し、再生資材等の活用に努めるとともに、事業活動に伴い発生する不要な資材の再利用に努めるとともに、住民・行政と共に資源循環に取り組む	(ア)ごみ減量に関する情報提供 町ホームページや広報、町公式LINEなどで、ごみ処理に関する情報を周知するとともに、ごみ減量・リサイクルに関する様々な情報を発信し、住民が積極的にごみ減量に取り組めるよう啓発を行う。 (イ)排出マナーの向上・徹底 ごみステーションにおけるごみ出しのマナーが守られていない箇所を把握し、周知看板の設置や回覧等を実施することで、ごみ出しマナーの向上に努める。 (ウ)ごみ組成の把握 家庭から排出されるもえるごみの組成調査を行い、ごみ出しの状況及びもえるごみに含まれる資源物の割合の把握に努める。 (エ)事業者への啓発 多量排出事業者に対する一層の分別推進や適正排出方法に関する情報等について、ホームページなどを活用し、広く事業者に呼びかける。 (オ)家庭における生ごみ処理の支援 アスパの無料配布、キエーロの普及啓発に努め、各家庭での生ごみ減量に向けた支援を図る。 (カ)環境教育等 出前講座等を実施し、ごみ処理の現状と正しいごみの分け方・出し方を理解してもらい、ごみ減量に関する住民の意識を高める。 (キ)グリーン購入の推進 リサイクル商品や環境に優しい商品の購入(グリーン購入)の推進を図るとともに、啓発活動を行う。

4 東浦町家庭系ごみ減量化実施計画

(1)計画の見直しについて

家庭系ごみの減量化は、行政の力だけでは実現することができず、住民の理解と協力がなければ、達成することはできません。

家庭系可燃ごみ処理有料化導入後もごみの排出量の動向を把握したうえで、定期的な計画の見直しを行うこととなっており、ごみ処理基本計画の見直し時期と合わせて、概ね5年に一度施策の検討と共に行うこととなっていました。今回のごみ処理基本計画の見直しに合わせて家庭系ごみ減量化実施計画も見直します。

また、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画に規定された内容については、ごみ処理基本計画に定めることと重複している部分が多いため、今回より本計画内に定めることとします。

(2)ごみ減量化の取り組み

ごみの減量化の主な内容については、「第2節 ごみの収集及び処理に関する現状と課題 6ごみの減量化資及び資源化の取り組み」に記載のとおりです。

前述の記載では、家庭系可燃ごみ処理有料化導入後のごみの排出量は、一人一日当たりの目標に向かって減少傾向であるため、2019年4月から、可燃ごみの減量化・住民負担の公平性の確保・財政負担の軽減を目的に家庭系可燃ごみ処理有料化を導入しましたが、引き続きごみ減量に関する効果等を検証するとともに、家庭系可燃ごみ処理有料化を同条件で継続していくものとします。

おさらい

有料化の目的は何だっけ???

①ごみの減量化

ごみを減量し、資源化率を向上させます

「第3次循環型社会形成推進基本計画(環境省)」に「地域における廃棄物の発生抑制を進めるための方策として、ごみ処理の有料化は有効」との記述があるなど、家庭系ごみ処理有料化は住民に対してごみ減量化のインセンティブが期待できます。

②住民負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保します

家庭系ごみは、直接搬入されるごみを除いて、その収集運搬及び処理に掛かる経費の全額を住民税で賄うことにより、無料で行っています。

排出量に応じた費用負担ではないために、環境に配慮してごみ減量化に努力している住民に不公平感が生じ、努力している住民の意欲を削ぐリスクを含んでいるとも言えます。家庭系ごみ処理有料化は、住民負担の公平性の確保に一定の効果が期待できます。

③財政負担の軽減

ごみ処理経費を削減し、将来の負担を軽減します。

本町は、行財政改革を進めているところであり、ごみ処理経費についても、全て住民税で賄うことが適切なのかを検討する時期に来ていると言えます。家庭系ごみ処理有料化は、財政の負担の軽減につながることを期待できます。

5 目標達成に向けた施策

本計画における施策の体系は以下のとおりです。

基本方針	基本的な施策	個別施策
基本方針1 資源の有効利用と3R (リデュース・リユース・ リサイクル)の推進	普及啓発、環境教育の推進	●的確な啓発、情報提供の充実 ●環境学習の充実
	プラスチック資源循環の推進	●プラスチックごみの削減 ●プラスチック資源循環の活用 ●製品プラスチック分別回収の推進
	再使用(リユース)の促進	●リユース情報の提供 ●粗大ごみ等リユース事業の推進
	資源物分別の徹底	●資源物の分別排出の徹底 ●資源物回収品目の検討 ●紙類の資源化の推進
	地元各種団体等とのパートナーシップ	●コミュニティに対しての資源物回収に応じた交付金の加算 ●地元管理地へ資源物拠点回収場所の設置 ●各種団体との3R 促進
基本方針2 ごみの排出抑制・減量の推進	家庭系ごみの減量、適正排出の推進	●家庭系可燃ごみ処理有料化 ●他の減量施策
	生ごみの減量・食品ロスの削減	●食品ロス削減推進計画 ●生ごみの減量及び自家処理の促進
	事業系ごみの適正排出の推進	●事業者への指導・協力要請
基本方針3 安定したごみの適正な 処理・処分体制の推進	適正な収集・運搬体制の推進	●適正な収集運搬体制の整備 ●ステーションにおける適正排出の徹底 ●高齢者・障害者等へのごみ排出支援
	安定的な処理・処分の推進	●適正なごみ処理方法の継続 ●最終処分場の安定的な維持
	その他適正処理に関する施策	●ごみの散乱防止 ●ごみの不法投棄の監視 ●適正処理困難物に対する啓発の推進 ●取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処理 ●災害廃棄物への備え ●財政出の合理的運用 ●新たなごみ処理技術への対応

基本方針1 資源の有効利用と3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

家庭や事業所から出されるごみについて、住民や事業者に対する分別の徹底の普及、資源ごみとしての適切な回収を引き続き行います。また、自身が不要なものを必要とする人に渡すリユース(再使用)や、物を共用するシェアリング等の取組、事業者と連携したリサイクル(再生利用)の促進などを図ります。

【関連する SDGs】



基本的な施策1 普及啓発、環境教育の推進

(1)的確な啓発、情報提供の充実

環境問題への認識を深め、分別意識向上を図るため、広報や出前講座などによる PR・啓発事業を展開します。

広報やホームページ、SNS 等各種メディアを通じた PR・啓発
出前講座やイベント等による情報発信
外国の方や高齢者に対しての情報発信

(2)環境学習の充実

小中学校における「総合的な学習の時間」や生涯学習の場等において、暮らしとごみのつながりやごみが環境に与える影響、リサイクルの流れなど、ものを大切に作る意識を育て、ごみ問題について考える機会を拡充するため、環境学習を推進します。

出前講座による環境学習
連携企業との子供に合わせた環境学習・イベントでの学習

基本的な施策2 プラスチック資源循環の推進

(1)プラスチックごみの削減

使い捨てプラスチック製品等の発生抑制を図るため、ホームページや SNS 等で住民にプラスチック製品の使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶなどの意識啓発を行います。

広報やホームページ、SNS 等各種メディアを利用したプラスチック削減の啓発

(2)プラスチック資源循環の活用

プラスチック製容器包装については、資源ごみとしての排出方法を周知徹底し、リサイクルを推進します。今後も製品プラスチックを分別回収し、資源化も推進します。

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別徹底
製品プラスチック・プラスチックを使用したおもちゃの回収の推進
ペットボトルのボトル to ボトルの推進
企業と連携したプラスチック資源循環の検討

(3)製品プラスチック分別回収の推進

使い捨てプラスチックの廃棄量を削減する目的で策定されたプラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック製品を分別回収し再商品化する、プラスチック資源循環を推進します。

製品プラスチックの分別の徹底
製品プラスチック回収場所の増設の検討
企業と連携したプラスチック資源循環の検討
プラスチック一括回収の国の動向を注視

基本的な施策3 再使用(リユース)の促進

(1)リユース情報の提供

本町で行っているフリマアプリを利用したリユースを主にリユースの促進を図るため、ホームページ、SNS 等各種メディアで情報発信をします。

広報やホームページ、SNS 等各種メディアを利用したリユースの啓発
フリマアプリ等の利用方法の周知

(2)粗大ごみ等リユース事業の推進

戸別収集した粗大ごみでリユース可能なものは、「メルカリ shops」を利用してリユースを行います。また、製品プラスチックやプラスチックを使用したおもちゃに関しても、同様にリユースを推進します。

企業と連携したリユースの促進
リユース品目の拡大の検討
出品した商品の展示及び一部商品の配送の検討

基本的な施策4 資源物分別の徹底

(1)資源物の分別排出の徹底

資源の分別精度や回収率の向上を図るため、情報提供を強化します。

製品プラスチック回収の対象となる品目について情報提供
資源物ミックスペーパーの対象となる品目について情報提供
ポスター早見表に加え LINE での分別検索の充実
分かりやすい・分けやすい区分による分別回収の実施

(2)資源物回収品目の検討

国の動向として、おむつのリサイクルの推進をしており、それ以外の品目についても再生利用できる品目の調査研究をします。

紙おむつリサイクルの検討
その他新しい再生利用品目の調査研究

(3)紙類の資源化の推進

燃やせるごみの減量と資源物の増加のため、住民へ分別徹底の啓発を図り、リサイクル率の向上を目指します。

分かりやすい・分けやすい区分による分別回収の実施
ミックスペーパーの対象となる品目について情報提供

基本的な施策5 地元各種団体とのパートナーシップ

(1)コミュニティに対しての資源物回収に応じた交付金の加算

コミュニティを含む地元の方々には、町が目が届かない部分で、ごみステーションの管理、監視を行っていただいています。これらを前提として、地区ごとの資源物の回収量に応じて交付金の加算をします。

住民への資源物の排出による、コミュニティへの還元について周知
管理を前提とした、交付金の加算の継続

(2)地元管理地へ資源物拠点回収場所の設置

2024 年4月より森岡コミュニティセンターにて、製品プラスチック・びん・アルミ・スチールの拠点回収を開始しました。住民の利便性の向上を考え、他の地区においても資源物拠点回収場所の設置を推進します。

地元と資源物拠点回収場所の協議
拠点回収場所での回収品目の検討
地区間の共用資源物拠点回収場所の検討

(3)各種団体との3R 促進

企業・社会福祉協議会等と協力をし、リデュース・リユース・リサイクルの事業を進めています。今後も各種団体と協力し3R の推進をします。

企業と連携したリユース・リサイクルの促進
社会福祉協議会と連携したフードドライブの継続
連携事業の検討及び他団体・企業との連携の検討

基本方針2 ごみの排出抑制・減量の推進

家庭から出されるごみの減量施策としては、3R が最も効果的と言われており、前述のとおり、今後も3R の推進をより一層図っていきます。

それ以外の施策としては、ごみ処理の有料化制度や食品ロス対策となっています。本町では、家庭系可燃ごみ処理有料化制度をすでに行っており、今後も継続していくこととしておりますが、食品ロスについては、更なる対策が必要となります。

【関連する SDGs】



基本的な施策1 家庭系ごみの減量、適正排出の推進

(1)家庭系可燃ごみ処理有料化

「第3節 ごみ処理に関する基本的事項 4 東浦町家庭系ごみ減量化実施計画」に記載のとおり。

(2)他の減量施策

町では、剪定枝粉碎機を3台所有しており、住民に無料で貸し出しを行っています。

枝をチップ化し、庭などに撒くことで、美観形成や砂の巻き上がり防止などに効果があり、可燃ごみの減量化にもつながります。

基本的な施策2 生ごみの減量・食品ロスの削減

(1)食品ロス削減推進計画

「第4節 食品ロス削減推進計画」に記載のとおり。

(2)生ごみの減量及び自家処理の促進

食品系の廃棄物は東浦町の燃えるごみの約30%を占めており、水分を多く含むことから焼却施設の燃焼効率を悪化させる原因ともなっています。そのため、家庭における生ごみの自家処理を推進することにより、生ごみの減量に取り組みます。

アスパの無料配布及びキエーロの普及啓発・情報提供
生ごみ処理機に関する住民への普及促進
水切り徹底の PR・周知

基本方針3 安定したごみの適正な処理・処分体制の推進

廃棄物の処理・処分については、東部知多衛生組合と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を推進します。台風や地震などの災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬・処理に努めます。

【関連する SDGs】



基本的な施策1 安定的な処理・処分の推進

(1)適正なごみ処理方法の継続

ごみの減量化を進め、これに応じた適正なごみ・資源物の収集運搬車両の配置や収集ルートを整備します。

収集業務サービスのレベル維持

実情に即した効率的な収集体制の整備

(2)ステーションにおける適正排出の徹底

各地区に依頼し、ごみステーションへの家庭ごみの適正排出を図ります。

ルール違反が見られた場合は、地元と協力し看板を設置します。

カラスや猫によるごみの散乱を防止するため、カラスよけネットを購入し、地区役員へ無料配布するほか、被害が酷い場所に関してはごみストッカーの設置をします。

地区によるごみ分別の徹底

カラスよけネットの配布・ごみストッカーの設置

対象ごみステーションへ警告看板の設置

(3)高齢者・障がい者等へのごみ排出支援

ごみステーションまでごみを運ぶことが困難な高齢者や障がい者等を対象に、ごみ出し支援事業を行っており、希望者からの申請方式で運用をしています。

高齢者・障がい者等へのごみの排出支援の体制強化

基本的な施策2 安定的な処理・処分の推進

(1)適正なごみ処理方法の継続

適正なごみ処理を行うため、東部知多衛生組合及び民間業者との連携を図っています。今後も安定的な処理を継続するため、施設の適正な維持管理体制を確保します。

東部知多衛生組合及び民間業者との連携

中間処理施設の安全な運転管理体制の確保

中間処理は東部知多クリーンセンターで行っており、当面の間現行体制を維持

焼却灰からのスラグ・メタルの回収により、最終処分量の低減の維持

(2)最終処分場の安定的な維持

東部知多衛生組合管内での計画的な処分場の確保を図り、組合及び組合構成市町とともに、生活環境への影響の少ない処分場整備について、研究・検討を行います。

最終処分場の適正な維持管理体制の維持

埋立対象物の減量・減容

基本的な施策3 その他適正処理に関する施策

(1)ごみの散乱防止

住民と連携してごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを進めます。道路等の美化を目的に清掃活動を行う住民のボランティア活動やアダプトプログラムを支援します。

(2)ごみの不法投棄の監視

不法投棄防止策として、不法投棄やポイ捨てが発生しやすい場所を減らすことも重要です。

このため、環境監視委員及び地元コミュニティの監視パトロール強化や住民等からのごみ不法投棄の情報提供により、不法投棄の監視を強化します。

警察、愛知県とも連携し、不法投棄の監視及び通報の体制の強化を図ります。

(3)適正処理困難物に対する啓発の推進

消火器、タイヤ、ピアノ等、本町による収集・処理が困難なものについては、メーカーや販売店、専門業者による引取りを促進します。

(4)取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処理

収集車の火災事故の防止や住民の安全なごみ排出のため、リチウムイオン電池、スプレー缶、乾電池、ライター等について、住民により分かりやすく周知し、適切な回収・処理を実施します。

(5)災害廃棄物への備え

「東浦町災害廃棄物処理計画」に基づき、県内自治体等と協力体制を構築し、情報収集・連絡体制の整備を行います。

(6)財政支出の合理的運用

現在、すべての収集及び処理業務を委託しており、業務の内容の縮減等を検討しつつ、歳出の無尽蔵な増額を避けます。また、歳入源として、資源物の売却および粗大ごみ等のリユース品の販売を行っており、リユース品の販売については、事業のさらなる推進を検討します。また、今後も減量施策を実施しつつ、ごみ処理有料化を継続します。

(7)新たなごみ処理技術への対応

ごみ処理に対応し、環境への負荷をより小さくするための様々な技術開発が行われています。新たなごみ処理技術開発について、調査研究を行うとともに情報収集を進めます。

第4節 食品ロス削減推進計画

1 計画策定の背景と目的

本来食べられる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生しています。この食品ロスの問題は、2015年の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030年アジェンダにおいても重要な課題と位置付けられています。

我が国においても、食品ロスの年間発生量は約 472 万トンと推計され、そのうち約236万トンが家庭から、約236万トンが食品製造業や外食産業などの食品関連事業者から発生しています（2022 年度推計 農林水産省・環境省）。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには CO₂ 排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

このような状況のもと、2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）では、市町村は「市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画」（以下「市町村食品ロス削減推進計画」という。）の策定に努めることとされました。法に基づく国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020 年3月閣議決定。以下「基本方針」という。）では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であると言われています。

今回策定する「食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、本町における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、住民、事業者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

2 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する市町村食品ロス削減推進計画と位置付けます。

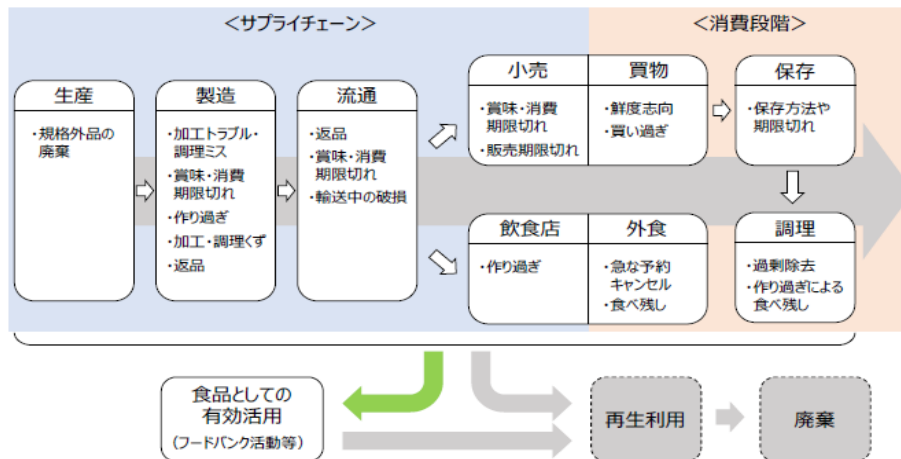
関連法令、国の基本的方針及び2022年2月に策定された「愛知県食品ロス削減推進計画」（計画期間：2022～2026年度）を踏まえつつ、「東浦町総合計画」、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」その他関連計画との整合性を図り策定します。

3 食品ロス発生の現状

(1)食品ロスの発生要因

食品ロスは、食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しており、商習慣等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等です。

図表2-13 食品ロスの主な発生要因(フロー図)



資料：令和2年版 消費者白書（消費者庁）より作成

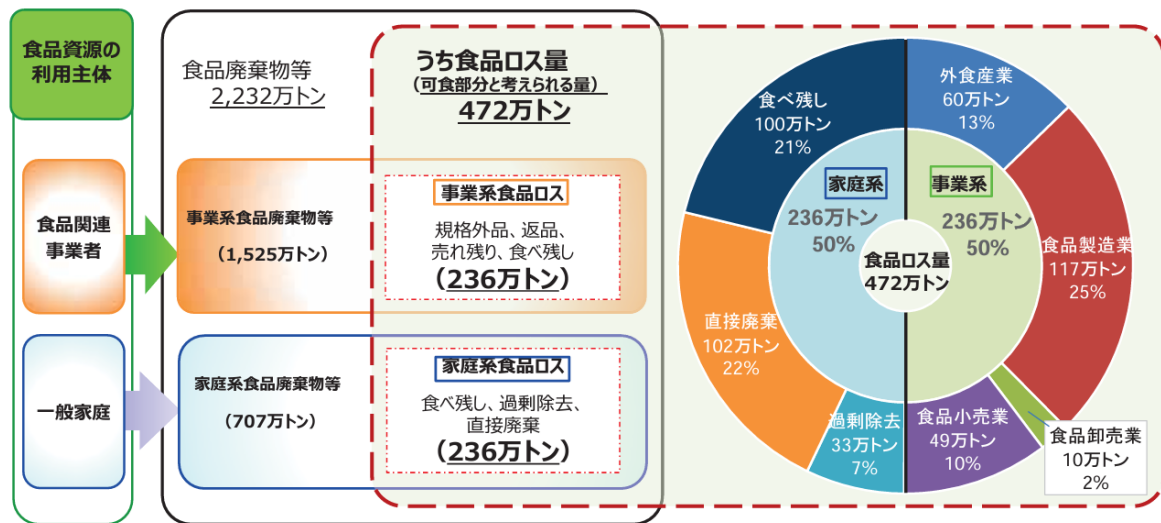
出典：愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）

(2) 食品ロスの発生量

① 全国及び愛知県の発生量

2022年度の食品ロス発生量は、我が国全体で家庭系食品ロス量が236万トン、事業系食品ロス量が236万トン、全体で472万トンと推計されています(図表2-14)。

図表2-14 全国食品ロスの発生状況(2022年度)



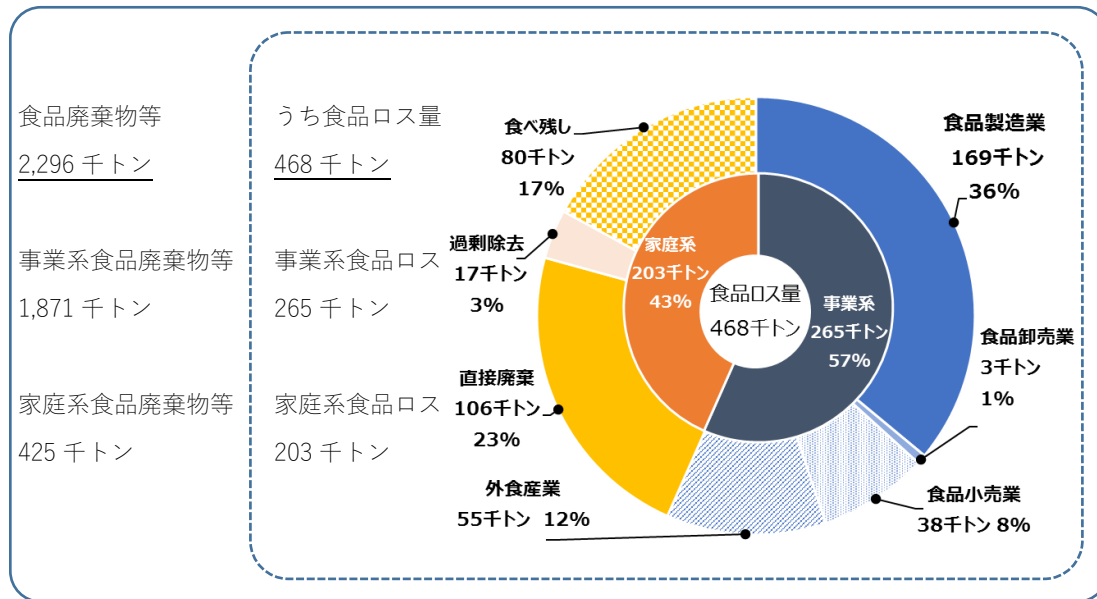
資料：農林水産省及び環境省「令和4年度推計」

※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

出典：消費者庁「食品ロス削減関連参考資料」

また、県内の食品ロス発生量について、愛知県が行った推計では、家庭系食品ロス量が203千トン(2020年度)、事業系食品ロス量が265千トン(2019年度)、全体で468千トンと推計されています(図表2-15)。

図表2-15 県内の食品ロス発生状況(2020 年度)



出典:愛知県 ※家庭系 2020 年度、事業系 2019 年度の推計となっている。

② 本町の発生量

本町が実施した家庭系食品ロスの実態把握調査では、家庭系可燃ごみに占める食品廃棄物の割合は 29.2%、食品ロスの割合は 13.8%となりました。食品ロスの内訳を見ると、家庭系可燃ごみに占める割合は、「直接廃棄」が 27.7%、「過剰除去」が 6.7%、「食べ残し」が 12.7%となっています。この結果から、2022 年度の家庭系食品廃棄物の発生量は 2,132 トン、家庭系食品ロスの発生量は 1,006 トンと推計しています。

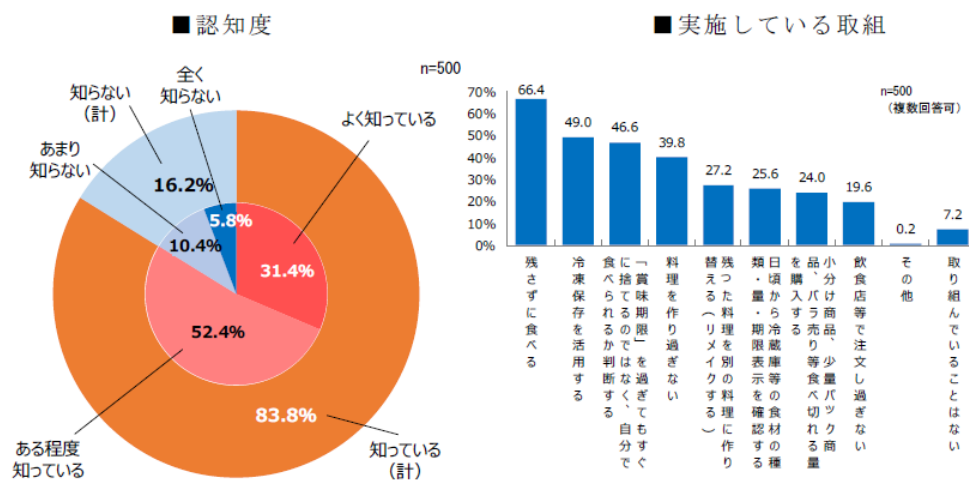
また、事業系食品ロスでは、愛知県が行った推計によると、2019 年度の本町の事業系食品廃棄物の発生量は 1,032 トン、事業系食品ロスの発生量が 453 トンとなっています。

③ 意識調査

愛知県が2020年度に実施した県民アンケート調査では、食品ロスについての認知度(「よく知っている」及び「ある程度知っている」の割合)は83.8%、食品ロスを減らすための何らかの取組を行っている人の割合は92.8%となっています(図表2-16)。

これらの結果から食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる人の割合を集計したところ82.6%となり、全国の76.6%(2020年度、消費者庁調べ)と比べ高い状況となっています。

図表2-16 愛知県の食品ロスに対する認知度及び削減取組状況



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

本町においても、2023年度に住民アンケート調査を実施しており、1,450 人に調査票を配布し、433 人から回答を得ました。そこでは、食品ロスをできるだけ減らす取り組みを実施している住民の割合は85.9%となっており、愛知県の結果と比較して、高い結果となっています。

環境に貢献する取組の実施状況

(18) 食品ロスをできるだけ減らす



4 食品ロスの目標

(1)食品ロス発生量の削減

この計画では、本町の 2022 年度の食品ロス量発生量を基に、計画期間の最終年度となる 2031 年度の食品ロス量の目標量を、家庭系食品ロス量 979トン、事業系食品ロス量 402トン、合計 1,380 トンと設定し、取組を推進します。

東浦町の食品ロス実績と目標

	実績 家庭系(2022年度) 事業系(2019年度)	目標 2031年度
家庭系	1,006トン	979トン
事業系	453トン	402トン

(2)住民意識の醸成

国では、全国の食品ロス問題を認知し削減に取り組む人の割合を2030年度までに 80%とすることとしています。本町のアンケート調査では、80%を超えています。

この計画では、国の方針に従って食品ロス問題を認知し削減に取り組んでいる住民を増やして国の目標達成の一助となれるよう、啓発及び意識の向上に努めます。

5 各主体の役割

○住民(消費者)

- ・今までの生活様式を見直すことで、食品ロスの発生抑制に努めます。
- ・食品ロスの削減に取り組む事業者積極的に協力します。

○事業者

- ・食品関連事業者として、事業活動を通じた食品ロスの発生抑制に努めます。
- ・発生する食品廃棄物は、飼料化、肥料化など再生利用に努めます。
- ・食品ロスの削減に資する取組を積極的に行い、消費者である住民に対して情報提供や啓発に努めます。
- ・国、県及び町が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。

○町

- ・普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施します。
- ・住民、事業者、民間団体等の取組を積極的に支援します。
- ・自ら率先して食品ロスの発生抑制や食品廃棄物の再生利用の促進に努めます。

6 食品ロス削減に向けた取り組み

食品ロスの削減を着実に進めていくため、住民、地域、事業者、団体との協働の取組を推進します。

町が主体となって実施する取組については、教育、生涯学習、福祉など関連部局との情報共有を行い、連携を図ります。食品ロスの削減に当たっては、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの「役割と行動」を理解し、連携して取組を進めることが重要です。

消費者、事業者を問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図り、食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化など）を促進する必要がある、このような視点から施策を展開します。

○環境学習、普及啓発等

- ・小学生を対象とした環境学習講座
- ・てまどりの啓発【新規】

○情報の収集や提供など食品関連事業者の取組に対する支援

- ・飲食店への 3010 運動の啓発

○実態把握調査や住民意識調査

○未利用食品等を提供するための活動の支援

- ・東浦町社会福祉協議会や地域と連携したフードドライブ事業

○食品廃棄物の再生利用等の促進

- ・住民へのアスパ及びキエーロの普及
- ・生ごみ処理機等の利用の促進
- ・事業者への食品廃棄物の再生利用（飼料化、肥料化等）の働きかけ